

障害福祉サービス

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
電話:727-9514 ファクス:727-3539

介護給付等による障害福祉サービスを利用するには

介護給付・訓練等給付によるサービスと地域生活支援事業によるサービスがあります。介護給付・訓練等給付によるサービス手続については、「相談から介護給付費等による障害福祉サービス利用まで」(P5)を参照してください。

地域相談支援事業によるサービスについては、障害福祉室にご相談ください。

介護給付・訓練等給付によるサービスの利用者負担はP21、地域生活支援事業によるサービスの利用者負担はP22を参照してください。

①相談サービス

計画相談支援 (身) (知) (精) (難)

区分…不要 (児) (介)

生活に対する困りごとや意向にもとづいて障害福祉サービス等の利用計画を作成し、サービス提供までの連絡調整を行います。また、利用開始後も定期的に利用状況を確認し、利用計画の見直しを行います。

地域相談支援(地域移行支援) (身) (知) (精) (難)

区分…不要 (児) (介)

障害者支援施設や病院などに入所・入院しているかたが、グループホームや在宅で生活を送ることができるよう、支援を行います。

地域相談支援(地域定着支援) (身) (知) (精) (難)

区分…不要 (児) (介)

居宅において単身等で生活するかたが、継続して在宅生活を送ることができるよう、緊急時等の支援を行います。

自立生活援助 (身) (知) (精) (難)

区分…不要 (児) (介)

障害者支援施設やグループホーム等から単身で在宅生活を始められたかた等に対し、一定の期間にわたり定期的に居宅に訪問するなどして必要な助言等を行います。

②自宅で受けるサービス

居宅介護(ホームヘルプ) (身) (知) (精) (難)

区分…1～6 (児) (介)

自宅で、ヘルパーが入浴・排泄・食事の介護や家事の援助を行います。また、通院等の移動中の介助を行います。

身体介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
家事援助	自宅で、調理、洗濯、掃除の援助等を行います。
通院等介助	通院、官公署での公的手続き、障害福祉サービス事業所への見学や相談に係る移動介助を行います。

重度訪問介護 (身) (知) (精) (難)

区分…4～6 (児) (介)

重度の肢体不自由または重度の行動障害があつて常に介護が必要なかたに、自宅で、入浴・排泄・食事の介護や外出時の移動中の介護などを総合的に行います。

対象者



身体障害者



知的障害者



精神障害者



難病患者



…介護給付・訓練等給付によるサービス



…地域生活支援事業によるサービス

区分

…サービスの利用に必要な
障害支援区分の程度です



…18歳未満でも利用できます

障害福祉
サービス

住まい

情報・
意思疎通支援

暮らしを
支える用具

出かける

働く

活動する

子育て・
教育

医療・健康

手当・年金など

その他
日常生活の支援

減免・割引

重度障害者等包括支援 (身) (知) (精) (難)

区分…6 (児) (介)

介護の必要性が非常に高い、重度の肢体不自由または重度の行動障害のあるかたに、居宅介護（ホームヘルプ）等の複数のサービスを総合的に行います。

入浴サービス (身) (地)

自宅を訪問し、浴槽を提供する入浴、または、入浴設備のある施設で入浴の介護を行います。

対象者	自宅で寝たきり、または日常生活のほとんどを介護されている重度の身体障害（下肢または体幹機能障害）がある18歳以上のかたで、支援者の介助を受けても身体的な理由により自宅での入浴が困難なかた ※18歳未満の場合は、個別に検討します。 ※介護保険の要介護・要支援認定を受けている場合は対象外です。
利用回数	施設での入浴サービスと訪問による入浴サービス、その他代替サービス（生活介護等）での入浴を合わせて週3回を限度とします。

③外出を支援するサービス

移動支援（ガイドヘルプ） (身) (知) (精) (難) (児) (地)

屋外での移動が困難な障害のあるかたが外出する際に、ガイドヘルパーが同行し、必要な支援を行います。ただし、通勤など通年かつ長期にわたる外出、経済活動のための外出や、通院のための外出は対象外です。

対象者	次のいずれかに該当するかた ・身体障害者手帳を所持し、下肢、体幹機能または脳原性機能障害のため屋外での単独移動が困難な車いすを利用するかた ・屋外での単独移動が困難な知的障害児者 ・精神障害児者 ・難病患者 ※65歳以上で新たに利用ができるのは、両上下肢（または体幹）のいずれにも障害があり、車いすを常時利用する肢体不自由1・2級のかたに限ります。
-----	---

移動支援（学校学童送迎） (身) (知) (精) (難) (児) (地)

次の場合に、ガイドヘルパーにより、一時的に送迎の支援を行います。

（支援学校の場合）保護者の疾病、就労等により、保護者が支援学校、支援学校のスクールバスのバス停、学童保育、自宅間の送迎ができない場合

（支援学校以外の学校の場合）保護者の傷病、出産で通園、通学の介助ができない場合

同行援護 (身)

区分…不要

※認定が必要な場合があります。 (児) (介)

視覚障害により移動が困難なかたに、移動に必要な情報提供などを含め、外出時にガイドヘルパーが同行し、必要な支援を行います。

行動援護 (知) (精)

区分…3～6 (児) (介)

行動障害のあるかたに対し、行動上生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事などの介護、その他の行動する際に必要な援助を行います。

重度訪問介護利用者等大学支援 (身) (知) (精) (難)

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、大学等への通学中、大学等の授業中及び大学等敷地内での身体介護等を行います。

対象者	次のいずれにも当てはまるかた ・重度訪問介護の対象となるかた ・大学等に在学し、入学後停学その他の処分を受けていないかた ・学修の意欲があり、適切に単位を修得することが見込まれるかた
手続き (申請に必要な書類など)	まずは障害福祉室へご相談ください。

自己負担上限額について

利用者はサービス利用料の1割を負担します。また、負担が増えすぎないように、利用者の世帯所得に応じて次のとおり、自己負担上限額(月額)を設定しています。

利用者の所得区分 (本人及び配偶者の収入で決定)	自己負担上限額(月額)
生活保護世帯のかた	0円
市町村民税非課税世帯のかた	0円
市町村民税課税世帯のかた	4,000円

④住まいの場としてのサービス

共同生活援助(グループホーム) (身) (知) (精) (難)

区分…1～6
※認定が不要な場合があります。 (介)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

療養介護 (身) (知) (難)

区分…5～6 (介)

医療的ケアに加え常時の介護を必要とするかたなどに、病院などの医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。

施設入所支援 (身) (知) (精) (難)

区分…4～6 50歳以上は3～6 (介)

施設に入所するかたに、主に夜間や休日の入浴・排せつ・食事などの介護を行います。

対象者



身体障害者



知的障害者



精神障害者



難病患者



…介護給付・訓練等給付によるサービス



…地域生活支援事業によるサービス

区分

…サービスの利用に必要な
障害支援区分の程度です



…18歳未満でも利用できます

障害福祉
サービス

住まい

情報・
意思疎通支援

暮らしを
支える用具

出かける

働く

活動する

子育て・教育

医療・健康

手当・年金など

その他
日常生活の支援

減免・割引

⑤施設に通うサービス

短期入所(ショートステイ) (身) (知) (精) (難)

区分…1～6 (児) (介)

介護者が病気などの場合に、短期間、施設などに入所し、入浴・排泄・食事などの介護を行います。

生活介護 (身) (知) (精) (難)

区分…3～6 50歳以上は2～6 (児) (介)

常に介護を必要とするかたに、施設で日中に、入浴、排泄、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)・宿泊型自立訓練 (身) (知) (精) (難) 区分…不要 (児) (介)

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練や、相談・助言を行います。

日中一時支援 (身) (知) (精) (難)

(児) (地)

日常的に介護している家族の一時的な休息などのために、障害のあるかたに、一時的に日中活動の場を提供します。

地域活動支援センター (身) (知) (精) (難)

障害者に創作的活動または生産活動の機会や社会との交流の促進の場を無料で提供します。利用を希望される場合は、直接次の事業所にお申し込みください。

事業所	活動内容
【パオみのお】 船場西1-11-35 (総合保健福祉センター分館2階) 電話(ファクス兼用):726-7800	地域で生活する障害のある人に、日常生活の支援や日常的な相談を通じて、自立や社会参加・社会復帰の支援を行っています。また、同じ病気や障害を持つ仲間が交流し、活動したりくつろいだりできるようサロンの提供や地域交流活動、レクリエーション活動なども行っています。
【光明の郷ケアセンター】 粟生新家3-12-5 電話:729-5089 ファクス:729-5571	創作活動として季節の貼り絵や神輿の作成、紙芝居の創作等を行っています。また、市内外への外出活動や、おやつレクリエーション、喫茶活動等、様々な活動を通して仲間作りを行っています。ぜひお気軽にお問い合わせください。

⑥働くためのサービス

就労選択支援

令和7年10月開始予定のサービスです (身) (知) (精) (難)

区分…不要 (児) (介)

障害のあるかたが、自ら、就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、短期間の生産活動などの機会を通じて、就労に関する適性や能力などの評価や就労に関する意向、必要な配慮などの整理を行った上で、事業所の調整などの支援を行います。

就労移行支援 (身) (知) (精) (難)

区分…不要 (介)

一般企業等への就労を希望するかたや、既に一般企業等で就労しているかたで労働時間の延長や休職からの復職を希望されるかたに、一定期間、就労等に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援A型・B型 (身) (知) (精) (難)

区分…不要 (介)

一般企業等への就労が困難なかたに、生産活動やその他の活動の機会などの働く場を提供し、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労定着支援 (身) (知) (精) (難)

区分…不要 (介)

就労移行支援等から一般企業等へ就職したかたが、継続して就労することができるよう、一定期間、相談や必要な助言等の支援を行います。

重度障害者等就労支援 (身) (知) (精) (難)

重度の障害があるかたに対する就労支援として、福祉施策と雇用施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を行います。

対象者	箕面市が発行する重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの受給者証をお持ちのかた ※その他、業種や就労時間等の要件があるため、まずは障害福祉室にご相談ください。
手続き (申請に必要な書類など)	利用されるかたによって手続きの流れが異なりますので、まずは障害福祉室へご相談ください。 ※民間企業にお勤めのかたが本事業を利用する場合は、雇用主である企業が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)の「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」を活用する必要があります。

自己負担上限額について

利用者はサービス利用料の1割を負担します。また、負担が増えすぎないように、利用者の世帯所得に応じて次のとおり、自己負担上限額(月額)を設定しています。

利用者の所得区分		自己負担上限額(月額)
生活保護世帯のかた		0円
市町村民税非課税世帯のかた		0円
市町村民税課税世帯のかた	所得割額16万円未満 (障害児は28万円未満)	9,300円 (障害児4,600円)
	上記以外	37,200円

世帯範囲の設定

利用者の所得区分を判断するためには、利用者の「世帯」の範囲を決める必要があり、次のとおり定められています。

種 別	世帯の範囲
障害者(18歳以上)(施設に入所する18、19歳を除く)	本人とその配偶者
障害児(18歳未満)(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

対象者



身体障害者



知的障害者



精神障害者



難病患者



…介護給付・訓練等給付によるサービス



…地域生活支援事業によるサービス

区分

…サービスの利用に必要な
障害支援区分の程度です



…18歳未満でも利用できます

障害福祉
サービス

住まい

情報・
意思疎通支援

暮らしを
支える用具

出かける

働く

活動する

子育て・教育

医療・健康

手当・年金など

その他
日常生活の支援

減免・割引

介護給付等によるサービスの利用者負担

介護給付等によるサービスを利用した場合、原則として、利用者はサービス利用料の1割を負担します。また、負担が増えすぎないように、利用者の世帯所得に応じて次のとおり、自己負担上限額(月額)を設定しています。

利用者の所得区分		自己負担上限額(月額)
生活保護世帯のかた		0円
市町村民税非課税世帯のかた		0円
市町村民税課税世帯のかた	所得割額16万円未満 (障害児は28万円未満)	9,300円 (障害児4,600円)
	上記以外	37,200円

また、利用者の負担が多くなりすぎないように、定率負担及び食費等実費負担については、利用者の所得、提供されるサービスの種類などにより、軽減できる場合があります。この場合には、障害福祉室から対象者にご案内しますので、手続きをしてください。

世帯範囲の設定

利用者の所得区分を判断するためには、利用者の「世帯」の範囲を決める必要があり、次のとおり定められています。

種 別	世帯の範囲
障害者(18歳以上)(施設に入所する18、19歳を除く)	本人とその配偶者
障害児(18歳未満)(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

高額障害福祉サービス等給付費について

同じ月に、同じ世帯で複数のかたがサービスを利用したり、1人のかたが複数のサービスを利用した場合、基準額を超えて支払った金額が支給されます。この場合には、障害福祉室から対象者にご案内しますので、手続きをしてください。

対象となるサービス	①介護給付等によるサービス ②介護保険サービス(同じかたが①を利用している場合のみ) ③補装具の購入(同じかたが①または④を利用している場合のみ) ④障害児(通所・入所)給付によるサービス
基準額	37,200円 ただし、障害児で上記①と④を利用する場合は、いずれかのサービスのうち、一番高い自己負担上限額

たとえば

介護給付等によるサービスの自己負担上限額(月額)が9,300円、補装具購入の自己負担上限額(月額)が37,200円のAさんの場合

ショートステイ 9,300円(自己負担上限額)	+	車いすの購入 37,200円(自己負担上限額)	=	自己負担 46,500円
----------------------------	---	----------------------------	---	-----------------

基準額は、利用したサービスの中で一番高い自己負担上限額の37,200円なので、

自己負担 46,500円	-	基準額 37,200円	=	支給額 9,300円
-----------------	---	----------------	---	---------------

対象者



身体障害者



知的障害者



精神障害者



難病患者



…介護給付・訓練等給付によるサービス



…地域生活支援事業によるサービス

区分

…サービスの利用に必要な
障害支援区分の程度です



…18歳未満でも利用できます

地域生活支援事業によるサービスの利用者負担

地域生活支援事業によるサービスを利用した場合、原則として、利用者はサービス利用料の1割を負担します。また、負担が増えすぎないように、利用者の世帯所得に応じて次のとおり、自己負担上限額(月額)を設定しています。

●自己負担上限額(月額)対象サービス

- ・移動支援
- ・移動支援(学校学童送迎)
- ・入浴サービス
- ・日中一時支援
- ・入院時コミュニケーション支援

利用者の所得区分	自己負担上限額(月額)
生活保護世帯のかた	0円
市町村民税非課税世帯のかた	0円
市町村民税課税世帯のかた	4,000円

※複数事業者を利用している場合は、利用している事業者ごとに負担上限月額まで利用料の支払いをしていた
だくことになるため、実際に支払った額の合計が負担上限月額を超えることがあります。この超過額の返還
については、障害福祉室から対象者にご案内しますので、手続きをしてください。

世帯範囲の設定

利用者の所得区分を判断するためには、利用者の「世帯」の範囲を決める必要があり、次のとおり定められています。

種 別	世帯の範囲
障害者(18歳以上)	本人とその配偶者
障害児(18歳未満)	保護者の属する 住民基本台帳での世帯

65歳以上になったら…

障害福祉サービスと介護保険制度の関係について

- ・65歳以上の障害者が要介護状態又は要支援状態となった場合には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができます。
- ・障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則として、介護保険サービスを優先的にご利用いただきます(例:居宅介護、重度訪問介護、入浴サービス、生活介護、短期入所等)。ただし、障害福祉サービスで必要と認められるサービス量が、介護保険サービスのみによって確保することができなかつたり、障害特性などのやむを得ない事情から障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難であるなどの場合は、障害福祉サービスの給付を受けることが可能です。
- ・また、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービス(同行援護、行動援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等)については、要介護認定等を受けている場合も、サービス利用が可能です。

新高額障害福祉サービス等給付費について(高齢障害者の介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度)

65歳になるまでに5年以上、特定の介護給付費等による障害福祉サービス(居宅介護(ホームヘルプサービス)、重度訪問介護、生活介護、短期入所)を利用していた市町村民税非課税世帯、生活保護世帯のかたで、障害支援区分2以上のかたは、65歳から介護保険サービスを利用した場合、特定の介護保険サービス(訪問介護、通所介護等)の利用者負担を事業所等へ支払った後、利用者負担相当額の償還を受けることができる場合があります。その他対象要件がありますので、詳しくは、障害福祉室までご相談ください。